

令和 7 年度高齢者・障がい者の消費者被害防止対策 推進業務委託に係る企画提案公募実施要領

この要領は、本提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下の事項を熟読し、企画・提案を行うこととする。

1 目的

本県における消費生活相談件数は、年間約 5 万件と高い水準で推移しており、そのうち 4 割以上が 60 歳以上の高齢者が契約当事者となっている相談である。また、障がい者が契約当事者となっている相談件数も年々増加傾向にある。

高齢者・障がい者の消費者被害防止のためには、本人に加え、見守りを行う関係団体等の職員やケアマネージャー、家族等にも消費者被害防止に係る知識を持ってもらう必要があるが、講師派遣による実地研修の開催では、開催場所や開催回数、参加人数が限定的となる。

そこで、時期や場所を限定せずに、高齢者・障がい者の見守りを行う関係団体の職員等や高齢者・障がい者本人、その家族等が消費者被害防止に係る知識を習得、復習できるように研修動画を作成するとともに、本研修動画の周知を兼ねた啓発資料を作成・配布し、これを活用してもらうことで、高齢者・障がい者の消費者被害防止につなげる。

2 委託業務の概要

- (1) 業務の名称 : 令和 7 年度高齢者・障がい者の消費者被害防止対策推進業務
- (2) 業務の内容 : 別紙「令和 7 年度高齢者・障がい者の消費者被害防止対策推進業務 委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと
- (3) 委託上限額 : 5, 612, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

4 参加資格

以下の条件を全て満たす者であること。

- (1) 法人であって、福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること。
- (2) 業務に関する専門的な技術・資機材・人材等を有し、業務を円滑に遂行するための十分な能力及び経営基盤を有していること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っていない、開始の申立てもなされていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に規定する者に該当しないこと。
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。

- (6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 過去3年以内に受託による動画企画及び制作実績を有する者。

5 企画提案公募スケジュール

8月 8日（金）	公募説明会（その場で質疑応答）
8月21日（木）	その他質問書提出期限
9月 5日（金）	応募書類提出期限
9月17日（水）	プレゼンテーション及び審査会
9月19日（金）	審査結果通知
9月下旬（予定）	委託契約の締結

6 連絡先、書類提出先

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 吉塚合同庁舎1階

福岡県消費生活センター 相談啓発課

メールアドレス：shouhiseikatsuc@pref.fukuoka.lg.jp

電話番号：092-632-1600 FAX：092-632-0322

7 公募説明会

事業者から希望がある場合、本企画提案公募に関する事前説明会（質疑応答含む）を開催する。

企画提案をしようとする事業者で、公募説明会を希望する場合は、下記のとおり申し込みをすること。

(1) 開催日時：令和7年8月8日（金）14：00～15：30

(2) 場所：オンライン形式（webex）

(3) 参加申込方法

令和7年8月7日（木）12時までに、参加事業者名、住所、電話番号及び担当者名を記入してメールで送信すること。

Email：shouhiseikatsuc@pref.fukuoka.lg.jp

(4) その他

- ・公募説明会の中で質疑応答を行う。
- ・公募説明会後生じた質問等がある場合、または公募説明会への参加は難しいが企画提案を行いたい事業者で質問等がある場合は、下記期限までに「質問書」（様式第1号）を電子メールにより、上記7（3）のメールアドレス宛に提出すること。提出後は必ず電子メールを送信した旨を電話で連絡すること（電話連絡先は上記6参照）。

【質問書提出期限】 令和 7 年 8 月 2 1 日（木） 1 2 時

質問に対する回答については、受付次第、質問者に対して随時回答することとするが、令和 7 年 8 月 2 7 日（水）を目途に質問・回答を一覧化したもの（質問者名は伏せる）を全員（公募説明会参加者およびその他質問者）にも送付する。なお、公平性の確保、公正な選考を妨げる質問への回答は行わない。

8 提案書の提出について

（１）提出書類

ア 参加申込書（「参加資格申告書」を含む。）（様式第 2 号）

イ 企画提案書

- ・ A 4 サイズ（片面印刷）（左綴じ）（図面などは A 3 サイズも可）
- ・ 表紙にはタイトル（業務名）、提出年月日、事業者名を記載
- ・ ページ番号を付けること
- ・ 図表等を含め最大でも 3 0 ページ程度とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。

ウ 委託事業見積書

- ・ イラスト製作費、ナレーター費用、チラシ印刷費用、配送費用等の必要経費の詳細内訳を記載すること

エ 会社紹介資料（会社の概要、実施体制（組織図等）が分かる資料）

（２）提出部数

8 部

（３）作成方法

- ・ 企画提案書の作成に当たっては、別紙「令和 7 年度高齢者・障がい者の消費者被害防止対策推進業務企画提案書選定基準（以下「選定基準」という。）」に掲げる「審査項目表」の各項目に沿って作成すること。
- ・ 仕様書に掲げる仕様を満たさない提案は、評価の対象から除外することがあるので、注意すること。

（４）提出期限

令和 7 年 9 月 5 日（金） 1 7 時必着

（５）提出方法

上記 6 の提出先に持参または郵送により提出すること（F A X 及び電子メールは不可）

（６）注意事項

ア 提案書は、1 事業者につき 1 種類のみとする。

イ 提出された提案書は契約候補者の選定のみ使用する。

ウ 提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については、提案書提出事業者の負担とする。

エ 提出期限後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

オ 提出された提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

カ 提案内容は非公開とする。

9 契約候補者の選定について

(1) 選定方法

県が別に定める委員により組織された選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優れた提案を行った1事業者を契約候補者として選定する。

ただし、提案書提出事業者数が5者を超える場合、選定委員会審査前に事務局（福岡県消費生活センター相談啓発課）における書面審査を行い、選定委員会審査に進む5者を選定することとする。

(2) 選定委員会審査日

選定委員会審査予定日については、上記5「プレゼンテーション及び審査会」で示しておりであるが、実際の審査日程については、別途事前通知を行う。

上記9（1）の事務局による書類審査を行った場合は、この審査結果通知も併せて行うこととする。

(3) 審査項目及び審査基準

選定基準のとおりとする。

(4) 結果の通知

審査結果は、すべての提案書提出事業者に通知する。

10 契約候補者選定後の手続きについて

(1) 契約の締結

県は、契約候補者と具体的な委託内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。

なお、協議は契約候補者として選定された者から行うが、合意に達しない場合は、審査による評価点数が次順位の者と協議を行うものとする。

上記の協議が合意に達した場合は、契約金額については、その者に対して改めて見積書提出を依頼した上で決定する。

また、契約締結に係る費用は受託者の負担とする。

(2) 仕様書の決定

契約に当たっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様書を決定する。なお、これについては、仕様書についての詳細部分を両者間ですり合わせるものであり、委託業務内容に変更を及ぼすような、大幅な仕様変更を行うものではない。

(3) 契約保証金について

契約に当たっては、福岡県財務規則第169条第1項の規定に基づき契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として契約締結までに県に納めること。

なお、県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や、過去2年間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行していた場合等、契約保証金が減免される場合がある。

(4) 委託料

事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、

賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。

ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務と直接関係ない経費や備品の購入等、資産取得となる経費は対象外とする。

(5) 支払いについて

受託者は県による履行確認をすべて受けたときは、県に対して委託料の支払いを請求するものとする。

(6) 誓約書の提出

契約にあたっては所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

※ 契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに、違約金を徴収する。

1 1 その他

本要領に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、県の判断により決定を行う。

提案者は、その内容に同意できない場合は応募および提案内容を撤回できるが、県は応募に要した一切の費用は負担しない。